



## 改善指示書

北九西鉄タクシー株式会社

代表取締役 江頭 慎一 殿

平成29年1月13日及び平成29年1月23日、貴社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業について監査を行った結果、別紙「確認書」のとおり道路運送法等に違反する行為が認められたので、法令の定めるところに従い、速やかに改善措置を講じられたい。

なお、本監査に対する改善報告書の提出については、別途指示する。

平成29年1月23日

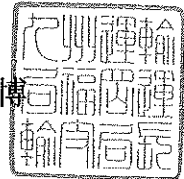
福岡運輸支局



九運福本第3202号  
平成29年1月23日

北九西鉄タクシー 株式会社  
代表取締役 江頭 慎一 殿

九州運輸局福岡運輸支局長  
西 正博



## 警 告 書

貴社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業の運営実態を監査したところ、下記のとおり道路運送法の規定に違反する事実が認められた。

このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全確保が図られないことになるので、直ちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。

また、この違反の事実に対する事業の改善の具体的措置について、平成29年2月23日以降に呼出による監査を行うので、同監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ当支局に来局されたい。

なお、同監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行うほか、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

### 記

#### 違反事実及び適用条項

(平成29年1月23日に行った監査時における中央営業所に係る違反)

- ・運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項違反)

輸送施設の使用停止及び附帯命令書

北九西鉄タクシー 株式会社  
代表取締役 江頭 慎一 殿

貴社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業について、下記1のとおり道路運送法等関係法令に違反する事実があった。

よって、同法第40条の規定に基づき、下記2のとおり、輸送施設の当該事業のための使用を停止することを命ずる。

さらに、この処分に伴い、同法第41条第1項の規定に基づき、当該事業用自動車の自動車検査証を福岡運輸支局長に返納するとともに、自動車登録番号標及び封印を取り外し、その自動車登録番号標について同支局長の領置を受けるべきことを命ずる。

また、このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害し、輸送の安全確保に支障を来すことになるので、法令の定めに従って速やかに事業を改善するとともに、この違反に対する事業の改善の具体的措置について、平成29年5月12日以降に呼出による監査を行うので、同監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ福岡運輸支局に来局されたい。

なお、同監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行うほか、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

記

1 違反事実（中央営業所に係る違反）  
別紙のとおり

2 (1) 使用を停止する輸送施設（事業用自動車10両：うち遊休車両0両）

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| ①北九州500あ4777 | ②北九州300あ 383 | ③北九州500あ6303 |
| ④北九州500あ6306 | ⑤北九州500あ6307 | ⑥北九州500あ6310 |
| ⑦北九州500あ6618 | ⑧北九州500あ6620 | ⑨北九州500あ6623 |
| ⑩北九州500あ6626 |              |              |

(2) 使用を停止する期間

違反事実の処分日車数をもとに「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月30日付け九運公第29号）3に定めるところにより決

定されたものである。

なお、具体的な停止期間は、次のとおり。

①～⑩ 平成29年4月25日から平成29年4月25日まで（1日間）

### 3 事業計画の変更についての措置

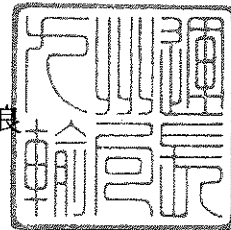
1の違反事実により、処分の日の翌日から起算して、事業規模の拡大のための事業計画の変更認可申請にあつては、3か月間これを行うことができない。

また、事業用自動車の数（増車）に係る事業計画の変更届出にあつては、増車実施予定日が2（2）の停止期間の終了日の翌日以降であること。

なお、増車実施予定日が2（2）の停止期間の終了日以前の場合には、法第31条に基づき事業改善命令を発することがあることを申し添える。

平成29年 4月12日

九州運輸局長 佐々木



(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分があつたことを知った日から6か月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。

(処分があつたことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

## 別紙

違反事実及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」  
(平成25年9月30日付け九運公第29号)に基づく処分日車数の算出  
(平成29年1月13日及び平成29年1月23日に行った監査時における中央  
営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数等	適用
1	営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更届出を していなかった。 【中央営業所の1両配置未届出】  (道路運送法第15条第3項) (道路運送法施行規則第15条第1項)	10日車	

処分日車数	10日車
-------	------

### 備考

- 「予定される処分日車数」については、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月30日付け九運公第29号)3に定めるところにより算出したものである。